

# 深浦町内会館使用規定

平成30年4月現在

- 1 深浦町内会館(以下会館という)の使用については、この規定の定めるところによる。
- 2 会館を使用するときは、所定の使用申請書に必要事項を記入し、原則として使用する3日前までに、町内会長に提出し許可を得なければならない。
- 3 会館の使用する部屋 ・ 時間等については別に定める。
- 4 町内会の活動のほか、次に定める団体等が使用する場合は、原則として会館の優先使用、又は光熱水費等を免除することができる。
  - ① 深浦樹会 (老人会) 及び傘下のサークル活動組織
  - ② 大国主社氏子総代役員会 ・ 木遣保存会 ・ 囃子保存会
  - ③ 青少年活動育成の会
  - ④ 民生委員 ・ 社会福祉推進委員
  - ⑤ 婦人防火クラブ
  - ⑥ 災害非常時の被災者が一時的に使用する場合
  - ⑦ その他公共的活動等で町内会長が特に認めた場合。
- 5 会員が慶弔のため会館を使用する場合は、その期間内優先使用を認める。
- 6 災害非常時に災害者及び町内会が緊急に使用する場合は、優先使用を認める。
- 7 上記4項①から⑦まで以外の活動並びに営利を目的とする者の会館使用については別に定める。
- 8 会館を使用する場合は、別途使用上の注意事項等指示を受けることとし、使用中は使用責任者が立ち会うこととする。
- 9 会館使用中による建物及び器具備品等を棄損・紛失場合は、使用責任者が時価相当額をもって弁償するものとする。
- 10 会館使用後は使用責任者が指示し器具備品等の整頓、火気の点検、清掃等を行うこととする。
- 11 この会館使用料及び器具備品貸出料金については、別に定める。
- 12 この規定に定めるほか必要な事項は、別に定める。

## 町内会館使用料規定

平成30年4月現在

使用料は下記の通りとする。

- 1 会の運営又はこれに準ずる場合は 無 料  
(深浦町内会館使用規定第4項に記載された団体)
- 2 上記以外の場合

|     |     |         |
|-----|-----|---------|
| 使用料 | 会 員 | 800円    |
|     | 会員外 | 2, 000円 |

使用時間は最長で  
4時間とする

※ 終日使用料・宿泊使用料は別途協議する。

- 3 慶弔の場合  
お通夜・告別式使用料はその都度協議する

附則 この規定は平成元年6月6日から施行する。

平成21年4月10日 使用規定一部変更

平成24年4月8日 使用規定一部変更

平成30年4月8日 使用規定一部変更